

【応募・参加に関する注意事項】

*は、全プログラムに共通する事柄です。

☆は、「スクール・インターン」系プログラムに特有の事柄です。

1. 応募資格

* 応募資格における「基本要件」は、次のようになります。

- 心身ともに健康であること。
- 良識を有し、独善的・利己的ではないこと。
- 判断力と自主性を備えていること。
- 環境の変化への順応力と柔軟な思考力を持っていること。
- IIP 海外研修プログラムの趣旨と仕組みを充分に理解していること。
- 犯罪歴がないこと。

2. プログラムへの応募と選考試験

* IIP の海外研修プログラムには、大別すると、学校研修用の「スクール・インターン」系プログラムと実務・技能研修用の「ワーク&カルチャー・インターン」系プログラムという2つのカテゴリがあります。

☆「スクール・インターン」系プログラムでは、「スクール・インターン」プログラム（一般者用）と区別した形で、教員・元教員を対象とした場合には「海外教育交換」プログラム、学生を対象とした場合には「国際教育実習」プログラムという名称が用いられています。

☆お子さんの同伴（お子さんと同時に参加）が可能なのは、後掲の〔11. 特殊な参加形態〕に記されているように、学校研修用プログラムのうちの「スクール・インターン」プログラム（一般者用）と「海外教育交換」プログラムの2つです。

* プログラムへ応募するには、選考試験を受けていただかなければなりません。

* 1度の選考試験申込で、各プログラムの中から複数（第2希望まで）の研修コースへの応募が可能です。ただし、選考試験合格後の参加登録において、その対象とすることができるのは、1つの研修コースに限られます。

* 選考試験の審査の結果により、希望とは異なる研修コースでの合格となる場合があります。

* 納入された選考料は、どのような場合にも返還されません。

3. 参加登録

* 選考試験に合格した方については、その方からの参加申込書などの必要書類の提出と後述の申込金の支払が済み次第、IIP による参加登録が為されます。

* 参加登録が為された方（参加者）は、国内事前講習など IIP の提供する各種サービスを利用することができます。

* 参加登録の有効期間は2年間です。参加者は、その期間内に海外研修に出発していただくことになります。

* 研修先およびそこでの研修開始時期が決定した後、研修先側の事情や社会情勢などによるものではなく、参加者側の事由による研修開始時期の延期あるいは研修計画の再設定は、参加登録の有効期間内に2回まで可能です。ただし、その場合には、都度、後述の〔9. 参加取消〕における参加取消料の算定方式を準用した金額が、違約金として課徴されます。

4. 研修先

* 研修先については、参加者の希望・経歴・資格・語学力などと現地側の受入れ条件などを考慮したうえで、IIP が選定します。

* 研修先の選定において、参加者は、特定の地域・都市・施設などを指定することはできません。

* ワールドクルーズ・コースなどのように当初から複数の研修先が予定されている場合はもとより、1ヶ国コース（1ヶ国ショートコースを含む）においても、研修先は、1ヶ所とは限らず、2ヶ所以上になることがあります。その際に、研修先の移動に伴う諸費用は参加者の負担となります。

☆学齢制度は国によって異なりますので、研修校の小学生・中学生・高校生の学齢区分が、日本とは必ずしも同一ではありません。

☆研修校によっては、昼休みや放課後にクラブなどの形式で生徒を教導することがあり、そこでの協力を研修参加者に求める場合があります。

5. 研修期間と出発時期

- * 研修期間は、研修先との打合わせによって設定された研修開始日から、参加者が、出発時に予定された研修期間内において研修を終了した日までです。参加者側の事情により研修を早期離脱した場合には、離脱日をもって研修終了となります。
- * 研修期間には、原則として、研修先や滞在先を移り変わった場合などにおける参加者の移動期間も含まれます。
- * 研修期間には、祝祭日や週末などの休日のみならず、研修先における休暇期間も、その長短を問わず、含まれます。
- ☆ 従って、研修先が学校の場合、その学校および所在国の休暇の時期を確認して、出発時期や研修期間を検討することが大切です。

研修先が北半球各国の学校の場合

<夏期休暇>

- ・北米やヨーロッパの諸国では、6月から8月にかけて2ヶ月以上の夏休みを取る学校が大半です。

北半球各国の夏休み

アメリカ	5月下旬～8月中旬	カナダ	6月下旬～8月下旬	フィンランド	6月上旬～8月中旬
スウェーデン	6月上旬～8月中旬	ドイツ	6月～8月・7月～9月	フランス	7月上旬～8月末
スペイン	6月下旬～9月上旬	イタリア	6月下旬～9月上旬	アイルランド	7月上旬～8月末
イギリス	7月上旬～8月末				

<夏期休暇以外の休暇>

- ・12月後半から、2週間程度のクリスマス休暇や1週間程度の学期休みがあります。また、国により、3月/4月のイースター時に休暇（数日から2週間程度）があります。

研修先が南半球各国の学校の場合

◆オーストラリア・ニュージーランドの学校の休暇スケジュール（学期休みと夏休み）の目安

4月上旬か下旬から2週間	6月下旬か7月上旬から2週間	9月下旬から2週間	12月中旬から翌年1月末(夏休み)
--------------	----------------	-----------	-------------------

6. 滞在先と滞在費

- * 後述の〔8. 参加費〕の項の表に示されているように、滞在費は、〈参加費に含まれない費用〉であるため、参加者の別途負担となりますが、その反面、参加者は、自らの裁量で滞在方法の選択と滞在先の決定をすることができます。
- ☆ そういう中で、「スクール・インターン」系プログラムにおいて、IIP が参加者から滞在先の周旋を要請された場合、IIP では、原則として、研修校に滞在先の手配を依頼し、研修校は、状況が許す限り、それを引き受けてくれます。研修校による滞在先の手配では、基本的に、同校の関係者（教員や生徒保護者）の自宅その他でのホームステイになりますが、それ以外の滞在方法（寮など）になることもあります。
- * ホームステイについては、アメリカ・カナダ・オーストラリアのように比較的広く社会に根付いている国もあれば、北欧諸国のように必ずしもその可能性が高くない国もあり、また、同一国の中でも地域によって差異が存在しますので、状況次第となります。
- ☆ 参加者が、研修校の手配で決定された場所から自ら選び直した他所へ滞在先を変更する場合には、IIP および研修校の承諾が必要です。IIP および研修校が変更を承諾した場合でも、変更滞在先における生活上のリスクや追加的費用などは、すべて参加者の負担となります。
- ☆ 研修校が長期休暇（夏休み・冬休みのほか、1～2週間程度の学期休みなどを含む）に入るときは、その休暇中の滞在先を参加者が自らの責任で確保することになります。滞在方法がホームステイの場合、長期休暇中も継続してその家庭に滞在できる可能性はありますが、実際にそうできるかどうかは、各家庭の状況によりますので、時宜を捉えてその点をよく確認するとともに、継続滞在できないことを想定した計画（予算を含む）を立てておくことをお勧めします。
- * ホームステイの受入れ家族や寮・アパートの管理人・居住者がもともと現地の出身でない場合などには、滞在先での日常語として、研修国の言語以外の言葉が使われることもあります。
- * ワールドクルーズ・コースなどのように当初から滞在先の移動が予定されている場合はもとより、1ヶ国コースにおいても、状況によっては、滞在先が、1ヶ所とは限らず、2ヶ所以上になることがあります。その場合、滞在費もそれぞれ異なってくる可能性がありますし、滞在先の移動に伴う諸費用は参加者の負担となります。

〔参考〕滞在費の目安：「スクール・インターン」系プログラムにおけるホームステイの場合の最低金額（基本的に、朝夕の食事代と部屋代および水道光熱費を含む）です。

アメリカ： USD 200 ～/月	カナダ： CAD 300 ～/月	フィンランド： EUR 300 ～/月
イタリア： EUR 350 ～/月	ドイツ： EUR 300 ～/月	スウェーデン： SEK 2,700 ～/月
スペイン： EUR 300 ～/月	フランス： EUR 300 ～/月	アイルランド： EUR 400 ～/月
イギリス： 事前トレーニング・英語研修中 学校研修中	GBP 165 ～/週 GBP 100 ～/週	オーストラリア： AUD 360 ～/月 ニュージーランド： NZD 480 ～/月

7. 申込金

- * 選考試験合格後、IIP の指定する期日（合格通知から1～2週間後）までに申込金をお支払いください。
- * この申込金は、IIP によるプログラム参加登録の事務およびそれ以降の参加者の出発に向けた諸作業（各種連絡・情報提供などや研修先候補との受入れ交渉その他）に伴って発生する費用の一部に充当されます。
- * 申込金は、参加費には充当されません。
- * 納入された申込金の返還請求は、正当な理由がない限り、認められません。

8. 参加費

- * 研修コース・研修期間などに応じて『募集要項』に定められている参加費を、IIP の指定する期日（概ね、出発予定日の2～3ヶ月前）までにお支払いいただきます。
- * 納入された参加費の返還請求は、正当な理由がない限り認められず、参加者が海外研修に出発した以降は、一切認められません。
- * 参加者の責任に帰する原因あるいは研修先の判断などにより、実際の研修期間が当初に予定された期間に満たずに研修が終了した場合でも、参加費を減額してその分を返還する措置は施されません。（例：予定研修期間が9ヶ月の場合に、8ヶ月で研修が終了したとしても、参加費は9ヶ月分のみです。）
- * 経済変動などの諸事情により、参加費や研修内容などが変更されることがあります。
- * 参加費には、往復旅費（渡航と帰国）や滞在費などの費用は含まれません。応募にあたり、次表を参照して、参加費に含まれるものと含まれないものをしっかりご確認ください。

参加費に含まれるもの	参加費に含まれない主な費用
<ul style="list-style-type: none"> ●参加登録時から海外研修活動の終了時までのサポート（その初期に申込金でカバーされる部分を除く） ●研修先の確保 ●滞在先の周旋（参加者から要請を受けた場合）（注1） ●英文履歴書の作成指導・添削 ●ビザ・入国許可・滞在許可に関する情報提供（日本で手続可能な部分と日本からの出国に関する事柄に限る） ●国内事前講習（注1） ●IIP が提供する日本文化紹介用の資料・教本 ●現地空港や最寄りの駅などでの到着出迎え手配（注2） ●プログラム運営管理費 	<ul style="list-style-type: none"> ●パスポート取得費 ●健康診断に関わる費用 ●ビザ・入国許可・滞在許可の取得に関わる諸費用 ●海外旅行保険料 ●往復旅費（渡航と帰国）や移動費・荷物運送費 ●国内事前講習の受講に付帯する諸費用（交通費など） ●研修準備費（資料作成費や教材・機器購入費など） ●滞在費 ●現地交通費 ●おこづかいなどの個人的な費用
<ul style="list-style-type: none"> ◆〈イギリス事前トレーニング付きコース〉における“事前トレーニング費”。 ◆〈英語研修付き北欧コース〉における“イギリスでの英語研修費用”。 ◆「スクール・インターン」系の各コースにおける“滞在先と研修校との間の送迎”（注3）。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆〈イギリス事前トレーニング付きコース〉における“事前トレーニング中のホームステイ手配費用”。 ◆〈英語研修付き北欧コース〉における“イギリスでの英語研修中のホームステイ手配費用”。
<p>（注1）このサービス・サポートを参加者が利用しない場合でも、参加費は減額されません。</p> <p>（注2）研修先・滞在先関係者に可能な限り出迎えてもらうように依頼しますが、現地でバスなどの公共交通機関が利用できる場合や当該関係者の都合などによっては、参加者に自費で滞在先まで移動いただくこともあります。</p> <p>（注3）研修校の手配によるホームステイの場合には、通常、「滞在先と研修校との間の送迎」が研修校・滞在先から追加費用なしに提供されますが、研修条件・滞在条件によっては、参加者に自費でバスなどを利用して登校・下校していただくことになる場合もあります。</p>	

9. 参加取消

- * 参加登録後に参加を取消した場合には、取消の時期により、『参加規則』に規定された参加取消料が発生します。
- * 参加者の責務違反や違法行為などにより参加登録を抹消されたときも、参加取消に準じて処理され、取消料が発生します。

10. ビザ申請

- * IIP のプログラムへの参加登録がビザ発行を自動的に保証するというわけではありません。ビザ発行の権限は各国政府にあり、ビザ取得の手续や諸条件は変更されることがあります。IIP は各時点で最適と判断した手続をご案内し、万が一、予定していた研修国のビザが発行されない場合には、他の研修国への変更などの代替案をご提示します。
- * オーストラリアで3ヶ月を超える研修の場合、ビザ申請時の年齢が30歳までに限定されます。また、一つの研修先での研修期間が6ヶ月までに限定されます。
- ☆「スクール・インターン」系プログラムにおいて、ニュージーランドで3ヶ月を超える研修の場合、ビザ申請時の年齢が30歳までであること、もしくは、教員免許や師範レベルの日本文化関連資格の保有者であることが要件とされます。
- * オーストラリア/ニュージーランド/カナダの場合、ビザ申請時に大使館の指定病院で健康診断を受ける必要があります。
オーストラリア（大使館指定病院、全国7ヶ所）、ニュージーランド（大使館指定病院、全国28ヶ所）、
カナダ（大使館指定病院、全国4ヶ所） 健康診断料 2万円～4万円程度
- * 研修国によっては、ビザ申請に際して、面接や指紋採取・健康診断等のため、大使館に出向く必要があります。
〔例〕アメリカ（在日 米国大使館・領事館）、イギリス（ビザセンター、東京・大阪のみ）、フィンランド（在東京 フィンランド大使館）、フランス（在東京 フランス大使館）、デンマーク（在東京 デンマーク大使館）

〔参考〕 ◆ビザ申請料（2014年6月現在）：

カナダ 150カナダドル(CAD) / イギリス 310ポンド(GBP) / フィンランド 500ユーロ(EUR)
オーストラリア 420豪州ドル(AUD) / その他、国により1～5万円程度。

11. 特殊な参加形態 - お子さんとの同時参加

- ☆お子さんとの同時参加が可能なプログラムは、学校を主要な研修の場とする「スクール・インターン」プログラム（一般者用）と「海外教育交換」プログラムです。ただし、その研修国として、イギリスとカナダを除きます。
- ☆3ヶ月以上の同時参加が可能な国は、アメリカとニュージーランドですが、両国とも教員免許が必要です。
- ☆教員で、休職研修制度を利用してプログラムに参加される場合は、お子さんと同時には参加できません。
- ☆同時に参加できるおひさんは、出発時に小学校1年～6年に在学中の者に限られます。
- ☆おひさんは、原則として、参加親権者と同じ学校に通学することになります。その際に、おひさんの学費が必要になる場合があります。
- ☆現地での滞在が研修先の手配によるホームステイや寮の場合、おひさん一人につき、大人と同額の滞在費が必要です。
- ☆参加親権者、おひさん共に海外旅行保険にご加入いただきます。
- ☆おひさん一人につき、参加親権者とは別に、申込金 54,000円（税込）及び、参加費として、研修期間が12週間未満の場合は54,000円（税込）、研修期間が12週間以上（プログラム上は3ヶ月以上）の場合は108,000円（税込）を申し受けます。

12. その他

- * 同一の研修コースでも、研修国や研修先の受入れ事情により、参加者条件（経験・資格・年齢その他）、出発時期、活動期間、研修内容などが異なる場合があります。
- * IIP は、研修に係わる諸条件を予め研修先に確認して、その情報を参加者に提供しますが、それらの条件は、研修先の事情や現地の経済状況などによって、研修開始前あるいは研修中に変更されることがあります。
- * 各研修コースとも、参加者が日本から研修国に渡航することを前提としておりますので、参加者の出国前に IIP から資料・書類などを参加者へ郵送する際は、日本の住所宛てといたします。
- * 応募者・参加者は、IIP から提出を求められた書類を、必ず指定された期日までに提出してください。
- * 提出いただいた書類は、差替えなどの場合を除き、原則として、返却されません。
- * 研修開始前の3ヶ月以内の参加者による海外留学・海外旅行は、研修手続などに支障を来すことがありますので、必ず IIP の了解を得てください。IIP がその了解を与える際には、原則として、参加者が日本へ一旦戻った後に改めて研修に渡航することを条件としますので、参加者は海外から直接に研修場所に向かうことはできません。
- * 参加者は、研修活動を行なうにあたって、研修国の言語を日常基本会話程度は身につけておくことが望まれます。
- * 学校を主要な研修の場とする「スクール・インターン」プログラム（一般者用）および「海外教育交換」プログラムを利用して〈おひさんと同時参加〉する場合を除けば、IIP から各種サービスを受けることができるのは、参加者のみに限られます。同時参加ではなく、単におひさんや他の家族などを帯同するときは、その滞在先の確保を含め、帯同に伴うすべての手配を参加者の責任と費用で行なってもらいます。
- * 『募集要項』およびこの「注意事項」の内容は、事前の告知なしに変更されることがあります。